

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業 支援金（施術所）交付要綱

医整第409号
令和2年7月10日制定

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）交付要綱

令和2年7月10日制定

（総則）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設等における消毒等の衛生対策、対面場面の遮断措置等の飛沫対策その他の感染防止対策に取り組む施術所に対し、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（対象事業者）

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）令和2年7月9日以前に、県内であん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第9条の2第1項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定による施術所の開設の届出を行っている者（あはき法第9条の3の規定による届出を行っている者を除く。）であること。
- （2）令和2年7月9日時点で前号の届出に係る開設の場所で業務を行っており、かつ、同日後も業務を継続する意思があること。
- （3）コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施していること。

（欠格事由）

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3）役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体（以下「法人等」という。）にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- （4）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- （5）役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- （6）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- （7）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1 施術所（第2条第1号に規定する施術所をいう。）当たり10万円とする。この場合において、あはき法及び柔道整復師法に基づく施術所を同一の場所で開設し、専用の施術室を共用しているときは、これらの施術所は、一つの施術所とみなす。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、別記様式1による申請書に当該申請書において定める書類を添えて、これを令和2年8月20日までに知事に申請しなければならない。

(支援金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、別記様式2により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 知事は、支援金の不交付の決定をしたときは、別記様式3により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 知事は、前条第2項による通知を受けた者に対し、支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、対象事業者が法令等若しくはこれに基づく知事の処分若しくはこの要綱に違反したとき、又は別記様式1別紙1の誓約書に虚偽の誓約をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第10条 第5条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して支援金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、第6条第1項の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第8条の規定により支援金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第11条 対象事業者は、第9条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る支援金から適用する。

岐阜県知事 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）交付申請書

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり支援金 10 万円の交付を申請します。

- 岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）の交付の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当する事業者です。
- ア 令和 2 年 7 月 9 日以前に、県内であん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「あはき法」という。）第 9 条の 2 第 1 項又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 19 条第 1 項の規定による施術所の開設の届出を行っている者（あはき法第 9 条の 3 の規定による届出を行っている者を除く。）であること。
 - イ 令和 2 年 7 月 9 日時点でアの届出に係る開設の場所で業務を行っており、かつ、同日後も業務を継続する意思があること。
 - ウ コロナ社会を生き抜く行動指針（令和 2 年 5 月 15 日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施していること。
 - エ 申請事業者又はその代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

【申請者】

申請者の種別 (いずれかに記入)	□個人 事業主	住 所	〒 -	
		フリガナ	電話番号	印
		氏 名		
	□法人	所在地	〒 -	
		フリガナ	印	
		名 称		
		代表者職名	フリガナ	代表者氏名
		担当者所属	フリガナ	
	(TEL)	担当者氏名		

【感染防止対策を実施した施術所】※名称及び所在地は、保健所への届出内容を記入してください。

種別	名 称	所在地	電話番号
あはき・柔整			

※「種別」は、該当する方に○を付けてください。ただし、同一の場所であはき法及び柔道整復師法に基づき開設している場合は、両方に○を付けてください。

【振込先口座】 ※申請者と同一名義の口座を記入してください。

振込口座	金融機関名						支店名									
	銀行・信用金庫 信用組合・農協						本店・支店 出張所 本所・支所									
金融機関コード							←銀行コード					←支店コード				
預金種別	普通 ・ 当座 納税準備 ・ 貯蓄						←該当する預金種別に○を付けてください。									
口座番号（右詰め）							←7桁の番号で記入ください。									
口座名義人（フリガナ）																
30字を超える場合、30字まで記入してください。																
口座名義人（漢字）																

※ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

○ 添付書類

- ・ 誓約書（別紙1）
- ・ 本人確認書類（写し）
 - 個人事業主：次の書類のうちいずれか1点
 - 運転免許証（表・裏）、パスポート（顔写真のページと所持人欄（現住所記載）のページ）、保険証（表・裏）
 - 法人：発行日から6ヶ月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 振込口座の通帳等の写し
（金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの）

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）に関して、次のとおり誓約します。

- 令和 2 年 7 月 9 日時点で開設の届出書に記載した開設の場所で業務を行っており、かつ、同日後も業務を継続して実施します。
- 「コロナ社会を生き抜く行動指針」に従い、下記に例示する感染防止対策を今後も徹底して行います。
 - ・感染防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」の選任
 - ・発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先の把握
 - ・利用者同士の間隔確保（できるだけ 2 m。最低 1 m）、会計時等の行列の間隔確保
 - ・予約制の導入等による入場人数のコントロールや入場時の健康確認
 - ・施設内の定期的な換気
 - ・従業員のマスク着用及び利用者へのマスク着用の呼びかけ
 - ・キャッシュレス決済の積極的導入
 - ・入口及び施設内に手指消毒設備を設置し、従業員及び利用者の手指消毒を徹底
 - ・ペーパータオルの設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）
 - ・複数の従業員や利用者が共用する物品や多数の人が触れる箇所の重点的な消毒
 - ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミは、しっかりと密閉して廃棄
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの周知徹底
 - ・従業員の健康チェックをし、体調不良（家族を含む。）の場合は、必ず休養
 - ・従業員の制服や衣類は、毎日洗濯ないし交換
 - ・従業員の日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底
 - ・利用者への呼びかけ
 - ・待合室での利用者間の距離の確保

※本誓約書を提出いただいた方には、「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を配布します。二重配布を避けるため、既にステッカーの申込み 又は配布を受けている方は、チェック をしてください。

- 虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 申請事業者又はその代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当していません。また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

申請者住所
申請者氏名
(法人にあっては名称
及び代表者職・氏名)

印

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）交付決定通知書

申請のありました岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

施 術 所 名	
支 給 額	100,000 円
支 給 予 定 日	
支 給 方 法	口座振込み

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）不交付決定通知書

申請のありました岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）については、不交付とすることを決定しましたので通知します。

不交付の理由

・